

京都市地域公共交通緊急対策事業補助金交付要綱

1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に大きな影響が出ている公共交通事業者に対して、公共交通を安心・安全に利用いただくための対策及び公共交通の日常生活利用を回復させるための取組に係る経費を補助する補助金の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び同条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2章 駅衛生対策事業

(交付対象者)

第2条 本章における補助金の交付は、令和2年4月1日時点で、京都市内のみ営業路線を有し、鉄道事業法又は軌道法に基づく運行を行う者（ただし、その運行体系及び運賃体系から、京都市民の日常生活に使用されると認められない路線のみを運行する者を除く。）（以下「交付対象者」という。）を対象とする。

(交付対象事業)

第3条 本章における補助金の対象事業は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から交付対象者が実施する駅の衛生対策に関する事業とする。

(対象経費及び補助金の額)

第4条 本章における補助金の対象経費は次の各号に掲げるものとする（千円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額。ただし、自社の作業に係る人件費を除く。）

- (1) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通感染症拡大防止対策事業）に規定される駅の衛生対策
- (2) 接客を担当する駅員が着用するマスク等の飛沫感染防止に係る物品購入経費
- (3) 駅の消毒に係る消毒液購入経費
- (4) その他市長が必要と認める経費

2 補助金の額については、次の各号に掲げる額を上限とし、国補助額及び同対策費として受けたその他の補助金額を控除した額について、予算の範囲内で補助を行う。

- (1) 平成30年度の1日あたり平均利用者数が3,000人以上の駅は20万円
- (2) 平成30年度の1日あたり平均利用者数が3,000人未満の駅は10万円

3 対象となる駅数は、申請日時点で交付対象者が京都市内に有する駅を合計したもの（ただし、鋼索線及び索道線の駅を除く。）とする。

4 消費税法の規定に基づき課税売上に係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除する者が交付対象者である場合は、補助対象経費に係る消費税相当額は補助対象費用

に含めることができない。

(補助対象期間)

第5条 本章における補助対象期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 本章に係る申請を行おうとする交付対象者は、令和2年10月31日までに、京都市地域公共交通緊急対策事業（衛生対策）補助金交付申請書（第1号様式）に以下に掲げる書類を添えて市長へ提出するものとする。

- (1) 本要綱施行日後に事業を開始するもの又は施行日時点で事業を実施中のもの
 - ア 衛生対策事業実施計画書（第2号様式）
 - イ 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通感染症拡大防止対策事業）に係る申請書類（第4条1項1号に規定する経費を申請する場合）
 - ウ その他市長が必要と認める書類
- (2) 本要綱施行日以前に事業が完了しているもの
 - ア 交付対象事業に係る支出明細書及び領収書の写し等
 - イ 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通感染症拡大防止対策事業）に係る申請書類（第4条1項1号に規定する経費を申請する場合）
 - ウ その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定等)

第7条 市長は前条による申請が到着した日から30日以内に、補助金の交付及び交付予定額（補助事業等の完了後に当該申請が行われる補助金等にあつては、交付額）又は不交付を決定する。

- 2 前項に基づき、交付を決定したときは、条例第12条第1項の規定に基づき、京都市地域公共交通緊急対策事業補助金交付及び交付額決定通知書（第3号様式）により、不交付を決定したときは、条例第12条第2項の規定に基づき、京都市地域公共交通緊急対策事業補助金不交付決定通知書（第4号様式）により、対象者に通知するものとする。
- 3 市長は、当該申請に係る事項について、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第8条 条例第13条の規定による申請の取下げを行おうとする交付対象者は、申請を取り下げる旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(交付決定の変更申請等及び通知)

第9条 交付対象者は、第7条の規定に基づき交付決定を受けた内容を変更又は中止（廃止）しようとするときは、次項に掲げる軽微な変更を除き、あらかじめ京都市地域公共交通緊

急対策事業（衛生対策）補助金交付決定変更承認申請書（第5号様式）又は京都市地域公共交通緊急対策事業（衛生対策）中止（廃止）承認申請書（第6号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 前項の軽微な変更とは、補助事業の目的及び主たる内容以外の変更であって、補助金の額に変更を生じないもの又は変更が生じる補助金の額が交付予定額の20%以内であるものをいう。
- 3 市長は、第1項による申請を承認したときは、京都市地域公共交通緊急対策事業補助金変更交付決定通知書（第7号様式）又は京都市地域公共交通緊急対策事業中止（廃止）承認通知書（第8号様式）により、交付対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付対象者は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業の完了日から1箇月を経過した日又は令和3年3月31日のいずれか早い日までに、京都市地域公共交通緊急対策事業（衛生対策）実績報告書（第9号様式）に次に掲げる書類を添えて市長へ提出しなければならない。ただし、第6条2号に係る申請である場合は、条例第18条2項により、この限りではない。

- (1) 衛生対策事業実施報告書（第10号様式）
- (2) 交付対象事業に係る支出明細書及び領収書の写し等
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第11条 市長は、交付対象者から前条による報告を受けたときは、これを審査のうえ、交付すべき補助金の額を確定し、京都市地域公共交通緊急対策事業補助金額確定通知書（第11号様式）により、交付対象者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 交付対象者は、補助金の額の確定の通知を受けたときは、速やかに本市所定の請求書を市長に提出しなければならない。

（取得財産等の管理等）

第13条 交付対象者は、補助金で取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用しなければならない。

（取得財産等の処分の制限）

第14条 交付対象者は、取得財産等について、条例第31条第1項に規定されている処分の制限を受けるものとする。

- 2 交付対象者は、条例第31条第1項に基づく市長の承認を受けようとするときは、京都

市地域公共交通緊急対策事業取得財産等処分承認申請書（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

- 3 補助事業者が前項の規定による市長の承認を受けて取得財産等の処分をした場合において、市長は、当該補助事業者に交付した補助金の全部又は一部を市に納付させるものとする。ただし、事業者の責に帰さない事由により処分する等、市長がやむを得ないと認める場合にはこの限りではない。

3章 車両衛生対策事業

（交付対象者）

第15条 本章における補助金の交付は、令和2年4月1日時点で、次の各号のいずれかに該当する者（以下「交付対象者」という。）を対象とする。

- (1) 京都市内において、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業に基づく運行を行う者（ただし、その運行体系及び運賃体系等から、京都市民の日常生活に使用されると認められない路線のみを運行する者を除く。）
- (2) 京都市内で道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2号に規定する公共交通空白地有償運送事業に基づく運行を行う者（同法第80条ただし書の有償運送許可を受けている者で登録を受けたとみなされる者を含む。ただし、市町村が運行主体である場合を除く。）
- (3) 京都市内のみ営業路線を有し、鉄道事業法又は軌道法に基づく運行を行う者（ただし、その運行体系及び運賃体系から、京都市民の日常生活に使用されると認められない路線のみを運行する者を除く。）

（交付対象事業）

第16条 本章における補助金の対象事業は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から交付対象者が実施する運行車両等の衛生対策に関する事業とする。

（対象経費及び補助金の額）

第17条 本章における補助金の対象経費は次の各号に掲げるものとする（千円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額。ただし、自社の作業に係る人件費を除く。）

- (1) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通感染症拡大防止対策事業）に規定される、車両における抗菌・抗ウイルス対策及び運転席仕切りカーテン隔壁の設置
- (2) 運転士が着用するマスク等の飛沫感染防止に係る物品購入経費
- (3) 車両の消毒に係る消毒液購入経費
- (4) その他市長が必要と認める経費

- 2 補助金の額については、次の各号に掲げる額を上限とし、国補助額及び同対策費として受けたその他の補助金額を控除した額について、予算の範囲内で補助を行う。

- (1) 第15条1号及び2号に掲げる交付対象者
1車両当たり11万円（ただし、乗車定員10名以下の車両は2万円）
- (2) 第15条3号に掲げる交付対象者
1車両当たり14万円
- 3 対象となる車両数は、申請日時時点で交付対象者が京都市内の営業路線に使用する車両を合計したものである。ただし、次の各号に該当する場合は対象から除くものとする。
 - (1) その運行体系及び運賃体系等から、京都市民の日常生活に使用されると認められない路線に供されるバス車両
 - (2) 貸切及び特定輸送に供されるバス車両
 - (3) 鋼索線、索道線及び保守に供される鉄道車両
- 4 第3項の規定に基づき、対象となる車両数の算定については、次の各号のとおりとする。
 - (1) 京都市内の路線に供される車両については、その車両数により算定する。
 - (2) 京都市外にまたがる路線に供される車両については、車両ごとに、総運行距離に占める京都市内の運行距離の割合を乗じて算出する。なお、対象路線の京都市内運行距離が1.5km未満の場合は市内運行距離を0kmとし、対象路線の京都市外の運行距離が1.5km未満の場合はその運行距離を市内運行距離とみなす。
- 5 消費税法の規定に基づき課税売上に係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除する者が交付対象者である場合は、補助対象経費に係る消費税相当額は補助対象費用に含めることができない。

(補助金の交付の申請)

第18条 本章に係る申請を行おうとする交付対象者は、令和2年10月31日までに、京都市地域公共交通緊急対策事業（衛生対策）補助金交付申請書（第1号様式）に以下に掲げる書類を添えて市長へ提出するものとする。

- (1) 本要綱施行日後に事業を開始するもの又は施行日時時点で事業を実施中のもの
 - ア 衛生対策事業実施計画書（第2号様式）
 - イ 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通感染症拡大防止対策事業）に係る申請書類（前条1項1号に規定する経費を申請する場合）
 - ウ 衛生対策対象車両数報告書（第13号様式）
 - エ 保有している車両を証明する書類
 - オ 京都市外にまたがる路線の総路線距離、市内路線距離及び必要車両数が分かる書類
 - カ その他市長が必要と認める書類
- (2) 本要綱施行日以前に事業が完了しているもの
 - ア 交付対象事業に係る支出明細書及び領収書の写し等
 - イ 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通感染症拡大防止対策事業）に係る申請書類（前条1項1号に規定する経費を申請する場合）
 - ウ 衛生対策対象車両数報告書（第13号様式）
 - エ 保有している車両を証明する書類

- オ 京都市外にまたがる路線の総路線距離、市内路線距離及び必要車両数が分かる書類
- カ その他市長が必要と認める書類

(準用規定)

第19条 第5条及び第7条から第14条までの規定は、本章において準用する。この場合において、第7条中「前条」とあるのは「第18条」と、第10条中「第6条」とあるのは「第18条」と読み替えるものとする。

4章 三密回避運行対策事業

(交付対象者)

第20条 本章における補助金の交付は、令和2年4月1日時点で、次の各号のいずれかに該当する者（以下「交付対象者」という。）を対象とする。

- (1) 京都市内において、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業に基づく運行を行う者（ただし、その運行体系及び運賃体系等から、京都市民の日常生活に使用されると認められない路線のみを運行する者を除く。）
- (2) 京都市内のみ営業路線を有し、鉄道事業法又は軌道法に基づく運行を行う者（ただし、その運行体系及び運賃体系から、京都市民の日常生活に使用されると認められない路線のみを運行する者を除く。）

(交付対象事業)

第21条 本章における補助金の対象事業は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から交付対象者が実施する増便の運行対策に関する事業とする。

(対象経費及び補助金の額)

第22条 本章における補助金の対象経費は、必要な感染症対策を行ったうえで、車内等の密度を上げないよう配慮した増便に要する費用のうち、別に定める基準等に基づき、市長が必要と認める経費とする（千円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）。

- 2 補助金の額については、国補助額及び同対策費として受けたその他の補助金額を控除した額について、予算の範囲内で補助を行う。
- 3 消費税法の規定に基づき課税売上に係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除する者が交付対象者である場合は、補助対象経費に係る消費税相当額は補助対象費用に含めることができない。

(補助金の交付の申請)

第23条 本章に係る申請を行おうとする交付対象者は、令和3年1月31日までに、京都市地域公共交通緊急対策事業（三密回避運行対策）補助金交付申請書（第14号様式）に

以下に掲げる書類を添えて市長へ提出するものとする。

- (1) 本要綱施行日後に事業を開始するもの又は施行日時点で事業を実施中のもの
 - ア 三密回避運行対策事業実施計画書（第15号様式）
 - イ 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通感染症拡大防止対策事業）に係る国補助額が分かるもの（前条1項1号に規定する経費を申請する場合）
 - ウ 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通感染症拡大防止対策事業）に係る補助事業要望調査票及び申請書類（前条1項1号に規定する経費を申請する場合）
 - エ その他市長が必要と認める書類
- (2) 本要綱施行日以前に事業が完了しているもの
 - ア 三密回避運行対策事業実施報告書（第16号様式）
 - イ その他市長が必要と認める書類

（交付決定の変更申請等及び通知）

第24条 交付対象者は、第7条の規定に基づき交付決定を受けた内容を変更又は中止（廃止）しようとするときは、次項に掲げる軽微な変更を除き、あらかじめ京都市地域公共交通緊急対策事業（三密回避運行対策）補助金交付決定変更承認申請書（第17号様式）又は京都市地域公共交通緊急対策事業（三密回避運行対策）中止（廃止）承認申請書（第18号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更とは、補助事業の目的及び主たる内容以外の変更であって、補助金の額に変更を生じないもの又は変更が生じる補助金の額が交付予定額の20%以内であるものをいう。

3 市長は、第1項による申請を承認したときは、京都市地域公共交通緊急対策事業補助金変更交付決定通知書（第7号様式）又は京都市地域公共交通緊急対策事業中止（廃止）承認通知書（第8号様式）により、交付対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第25条 交付対象者は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業の完了日から1箇月を経過した日又は令和3年3月31日のいずれか早い日までに、京都市地域公共交通緊急対策事業（三密回避運行対策）実績報告書（第19号様式）に次に掲げる書類を添えて市長へ提出しなければならない。ただし、第23条2号に係る申請である場合は、条例第18条2項により、この限りではない。

- (1) 三密回避運行対策事業実施報告書（第16号様式）
- (2) 補助対象事業に係る支出明細書及び領収書の写し等
- (3) その他市長が必要と認める書類

（準用規定）

第26条 第5条、第7条、第8条、第11条及び第12条までの規定は、本章において準

用する。この場合において、第7条中「前条」とあるのは「第23条」と、第11条中「前条」とあるのは「第25条」と読み替えるものとする。

5章 利用回復取組事業

(交付対象者)

第27条 本章における補助金の交付は、令和2年4月1日時点で、次の各号のいずれかに該当する者（以下「交付対象者」という。）を対象とする。

- (1) 京都市内において、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業に基づく運行を行う者（ただし、令和2年5月1日時点で、京都市内での一般乗合旅客自動車運送事業の認可路線の総延長（その運行体系及び運賃体系等から、京都市民の日常生活に使用されると認められない路線を除く。）の過半が、旧市電外郭線（北大路通、東大路通、西大路通及び九条通に囲まれたエリアをいう。）外に存していること。）又は、前述の事業者運行を委託している地域団体
- (2) 京都市内において、鉄道事業法又は軌道法に基づく運行を行う者（ただし、令和2年5月1日時点で、京都市内にのみ営業路線を有しかつ営業距離の総延長（その運行体系及び運賃体系等から、京都市民の日常生活に使用されると認められない路線を除く。）の過半が、旧市電外郭線（北大路通、東大路通、西大路通及び九条通に囲まれたエリアをいう。）外に存していること。）

(交付対象事業)

第28条 本章における補助金の対象事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により減少した日常生活における利用者を回復させるため、交付対象者が主体となって実施する利用回帰に向けた取組に係る事業とする。

(対象経費及び補助金の額)

第29条 本章における補助金の対象経費は次の各号に掲げるものとする（千円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）。

- (1) 割引乗車券又はフリーパス等を発行する場合の正規運賃との差額
 - (2) 周知啓発のための経費
 - (3) 事業実施に必要な準備経費
 - (4) その他市長が必要と認める経費
- 2 補助金の額については、1事業当たり上限200万円とし、予算の範囲内で補助を行う。
- 3 消費税法の規定に基づき課税売上に係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除する者が交付対象者である場合は、補助対象経費に係る消費税相当額は補助対象費用に含めることができない。

(補助対象期間)

第30条 本章における補助対象期間は、本要綱施行日から令和3年3月31日までとする。

(補助金の交付の申請)

第31条 本章に係る申請を行おうとする交付対象者は、令和3年1月31日までに、京都市地域公共交通緊急対策事業（利用回復取組）補助金交付申請書（第20号様式）に以下に掲げる書類を添えて市長へ提出するものとする。

- (1) 利用回復取組事業実施計画書（第21号様式）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定等)

第32条 市長は前条による申請が到着した日から30日以内に、補助金の交付及び交付予定額又は不交付を決定する。

- 2 前項に基づき、交付を決定したときは、条例第12条第1項の規定に基づき、京都市地域公共交通緊急対策事業補助金交付及び交付額決定通知書（第22号様式）により、不交付を決定したときは、条例第12条第2項の規定に基づき、京都市地域公共交通緊急対策事業補助金不交付決定通知書（第23号様式）により、対象者に通知するものとする。
- 3 市長は、当該申請に係る事項について、条件を付することができる。

(交付決定の変更申請等及び通知)

第33条 交付対象者は、前条の規定に基づき交付決定を受けた内容を変更又は中止（廃止）しようとするときは、次項に掲げる軽微な変更を除き、あらかじめ京都市地域公共交通緊急対策事業（利用回復取組）補助金交付決定変更承認申請書（第24号様式）又は京都市地域公共交通緊急対策事業（利用回復取組）中止（廃止）承認申請書（第25号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 前項の軽微な変更とは、補助事業の目的及び主たる内容以外の変更であって、補助金の額に変更を生じないもの又は変更が生じる補助金の額が交付予定額の20%以内であるものをいう。
- 3 市長は、第1項による申請を承認したときは、京都市地域公共交通緊急対策事業補助金変更交付決定通知書（第7号様式）又は京都市地域公共交通緊急対策事業中止（廃止）承認通知書（第8号様式）により、交付対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第34条 交付対象者は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業の完了日から1箇月を経過した日又は令和3年3月31日のいずれか早い日までに、京都市地域公共交通緊急対策事業（利用回復取組）実績報告書（第26号様式）に次に掲げる書類を添えて市長へ提出しなければならない。

- (1) 利用回復取組事業実施報告書（第27号様式）

- (2) 補助対象事業に係る支出明細書及び領収書の写し等
- (3) その他市長が必要と認める書類

(準用規定)

第35条 第8条、第11条及び第12条までの規定は、本章において準用する。この場合において、第7条中「前条」とあるのは「第31条」と、第11条中「前条」とあるのは「第33条」と読み替えるものとする。

(補則)

第36条 この要綱の実施に関し必要な事項は、所管担当局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年9月15日から実施する。

年 月 日

（あて先）京都市長

所在地

申請者名

代表者名 （記名押印又は署名）

京都市地域公共交通緊急対策事業（衛生対策）補助金交付申請書

京都市地域公共交通緊急対策事業補助金交付要綱第6条又は第18条の規定に基づき，下記のとおり，京都市地域公共交通緊急対策事業（衛生対策）補助金の交付を申請します。

記

1 緊急対策事業（衛生対策）補助金交付申請額 金 円

《内訳》

【駅衛生対策】 金 円

【車両衛生対策】 金 円

2 関係書類

京都市地域公共交通緊急対策事業補助金交付要綱第6条又は第18条に規定する書類

衛生対策事業実施計画書【駅衛生対策】

1 対象駅

| | | |
|-----|----------|--------------------|
| No. | 対策を実施する駅 | 平成30年度の1日あたり平均利用者数 |
| | | 人 |

2 事業概要（事業を実施する駅が複数ある場合には、対象駅ごとに「2 事業概要」を作成すること）

対象駅： 駅

| 1) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通感染症拡大防止対策事業）に規定される駅衛生対策 | | | | | |
|---|------|-------|------|-------------|-------|
| No. | 実施内容 | 実施時期 | 実施数量 | 必要経費 （円） | 実施効果等 |
| | | 年 月 日 | | | |
| 必要経費計 | | | | | |

※ 実施する事業に係る見積書に加え，実施内容詳細を確認できるものを別途添付すること
 なお，事業に係る見積書については，複数駅分を一括して取得してもよいものとする

| 2) 接客を担当する駅員が着用するマスク等の飛沫感染防止に係る物品購入経費 | | | | | |
|---------------------------------------|------|-----------------|-----------------------|-------------|----|
| No. | 物品内容 | 購入時期 | 購入個数 （必要個数 個/月） | 購入価格 （円） | 備考 |
| | | 年 月 日～ 年 月 日 | | | |
| 購入価格計 | | | | | |

※ 購入する物品の見積書に加え，内容が分かるものを別途添付すること
 なお，購入する物品の見積書については，複数駅分を一括して取得してもよいものとする
 ※ 継続的に購入する必要がある物品については，（必要個数）を記載すること
 また，備考欄に日当たりの接客業務人員数（名/日）や購入物品の設置予定箇所を記載すること

| 3) 駅の消毒に係る消毒液購入経費 | | | | | |
|-------------------|------|------------------|-----------------------|-------------|----|
| No. | 物品内容 | 実施時期 | 購入個数 (必要個数 個/月) | 購入価格 (円) | 備考 |
| | | 年 月 日 ~ 年 月 日 | | | |
| 購入価格計 | | | | | |

- ※ 購入する物品の見積書に加え、内容が分かるものを別途添付すること
 なお、購入する物品の見積書については、複数駅分を一括して取得してもよいものとする
 ※ 継続的に購入する必要がある物品については、(必要個数)を記載すること
 また、備考欄に設置予定箇所を記載すること

| 4) その他 | |
|--------|---------------|
| 実施時期 | 年 月 日 ~ 年 月 日 |
| 実施内容 | |
| 必要経費 | |

- ※ 必要に応じて、見積書に加え、事業の内容が分かるものを別途添付すること

○ 対象駅ごとの補助対象経費 計

| No. | 対象駅 | 補助対象経費 計(A) (円) |
|-----|-----|-----------------|
| | | |
| 合計 | | |

- ※ 事業を実施する駅が複数ある場合には、行を追加して、実施する駅ごとの補助対象経費計を記載すること

3 国補助（地域公共交通感染症拡大防止対策事業）額及び同対策費として受けたその他の補助金額

| 1) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通感染症拡大防止対策事業）に規定される駅衛生対策 | | | |
|---|-------------|----------------------------|-------------|
| 対象駅 | 国補助額 (円) | 同対策費として受けた その他の補助金額 (円) | その他の補助額 (円) |
| | | 補助金名 () | |

- ※ 国補助額は、対象駅にかかる当該対策相当額を記載すること
 ※ 事業を実施する駅が複数ある場合には、行を追加して、実施する駅ごとのその他の補助額を記載すること

| 2) 接客を担当する駅員が着用するマスク等の飛沫感染防止に係る物品購入経費 | | | |
|---------------------------------------|-------------|----------------------------|-------------|
| 対象駅 | 国補助額 (円) | 同対策費として受けた その他の補助金額 (円) | その他の補助額 (円) |
| | | 補助金名 () | |

※ 国補助額は、対象駅にかかる当該対策相当額を記載すること

※ 事業を実施する駅が複数ある場合には、行を追加して、実施する駅ごとのその他の補助額を記載すること

| 3) 駅の消毒に係る消毒液購入経費 | | | |
|-------------------|-------------|----------------------------|-------------|
| 対象駅 | 国補助額 (円) | 同対策費として受けた その他の補助金額 (円) | その他の補助額 (円) |
| | | 補助金名 () | |

※ 国補助額は、対象駅にかかる当該対策相当額を記載すること

※ 事業を実施する駅が複数ある場合には、行を追加して、実施する駅ごとのその他の補助額を記載すること

| 4) その他 | | | |
|--------|-------------|----------------------------|-------------|
| 対象駅 | 国補助額 (円) | 同対策費として受けた その他の補助金額 (円) | その他の補助額 (円) |
| | | 補助金名 () | |

※ 国補助額は、対象駅にかかる当該対策相当額を記載すること

※ 事業を実施する駅が複数ある場合には、行を追加して、実施する駅ごとのその他の補助額を記載すること

○ 対象駅ごとのその他の補助額 計

| No. | 対象駅 | 国等補助額 計(B) (円) |
|-----|-----|----------------|
| | | |
| 合計 | | |

※ 事業を実施する駅が複数ある場合には、行を追加して、実施する駅ごとのその他の補助額計を記載すること

4 補助金交付申請額

| No. | 対象駅 | 補助対象経費 (A) (円) | 国等補助額計 (B) (円) | (C) (A)-(B) (円) | 補助上限額 (D) (円) | 補助交付申請額 ((C)と(D)のい ずれか少ない額) (円) |
|-----|-----|-------------------|-------------------|--------------------|------------------|--|
| | | | | | | |
| 合計 | | | | | | |

※ 補助上限額は以下のとおり

平成 30 年度の 1 日あたり平均利用者数が 3 千人以上の駅：200 千円

平成 30 年度の 1 日あたり平均利用者数が 3 千人未満の駅：100 千円

補助交付申請額 計 _____ 千円（千円未満切り捨て）

衛生対策事業実施計画書【車両衛生対策】

1 事業概要

| | |
|---|---------------|
| 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通感染症拡大防止対策事業）に規定される、車両の抗菌・抗ウイルス対策及び運転席仕切りカーテン隔壁設置 | |
| 抗菌・抗ウイルス対策 | |
| 実施時期 | 年 月 日 ～ 年 月 日 |
| 実施内容 実施効果 実施車両数 必要経費等 | |

※ 実施する事業に係る見積書に加え、内容（効果等）が分かるものを別途添付すること

| | |
|------------------------|---------------|
| 運転席仕切りカーテン隔壁設置 | |
| 実施時期 | 年 月 日 ～ 年 月 日 |
| 実施内容 実施車両数 必要経費等 | |

※ 実施する事業に係る見積書に加え、内容が分かるものを別途添付すること

| | |
|------------------------------|---------------|
| 運転士が着用するマスク等の飛沫感染防止に係る物品購入経費 | |
| 購入時期 | 年 月 日 ～ 年 月 日 |
| 物品内容 購入価格 購入個数等 | |
| 必要量 | 個／月 |

※ 購入する物品の見積書に加え、内容が分かるものを別途添付すること

| 車両の消毒に係る消毒液購入経費 | |
|------------------------------------|---------------|
| 購入時期 | 年 月 日 ~ 年 月 日 |
| 物品内容 購入価格 購入個数 対象車両数 等 | |
| 必要量 | 個/月 |

※ 購入する物品の見積書に加え、内容が分かるものを別途添付すること

| その他 | |
|------|---------------|
| 実施時期 | 年 月 日 ~ 年 月 日 |
| 実施内容 | |

※ 必要に応じて、見積書に加え、事業の内容が分かるものを別途添付すること

2 補助対象経費

| 内訳 | 補助対象経費(A) (円) |
|------------------------------|---------------|
| 抗菌・抗ウイルス対策 | |
| 運転席仕切りカーテン隔壁設置 | |
| 運転士が着用するマスク等の飛沫感染防止に係る物品購入経費 | |
| 車両の消毒に係る消毒液購入経費 | |
| その他 | |
| 合計 | |

3 補助上限額

| | |
|-----------------|-----------------------------------|
| 衛生対策対象車両数計 (※1) | 衛生対策車両数計×110千円(140千円) (B) (※2) |
| | |

※1 第13号様式により算定

※2 本要綱第15条1号及び2号に掲げる交付対象者：110千円（乗車定員10名以下の車両は20千円）

本要綱第15条3号に掲げる交付対象者：140千円

4 国補助（地域公共交通感染症拡大防止対策事業）額及び同対策費として受けたその他の補助金額

| 内訳 | 国補助額(C) (円) | 同対策費として受けたその他の補助金額(D) (円) | その他の補助額計(E) ((C)+(D)) (円) |
|---|----------------|---------------------------|---------------------------|
| 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通感染症拡大防止対策事業）に規定される車両衛生対策 | | 補助金名 () | |
| 運転士が着用するマスク等の飛沫感染防止に係る物品購入経費 | | 補助金名 () | |
| 車両の消毒に係る消毒液購入経費 | | 補助金名 () | |
| その他 | | 補助金名 () | |
| 合 計 | | 補助金名 () | |

※ 国補助額は、当該対策相当額を記載してください。

5 補助金交付申請額

| 内訳 | 補助対象経費(A) (円) | その他の補助額計(E) (円) | (F) ((A)-(E)) (円) |
|---|------------------|-----------------|----------------------|
| 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通感染症拡大防止対策事業）に規定される車両衛生対策 | | | |
| 運転士が着用するマスク等の飛沫感染防止に係る物品購入経費 | | | |
| 車両の消毒に係る消毒液購入経費 | | | |
| その他 | | | |
| 合 計 | | | |

(F) と (B) 合計のいずれか少ない額

補助金交付申請額： _____ 千円（千円未満切り捨て）

第 号
年 月 日

様

京 都 市 長
門川 大作

京都市地域公共交通緊急対策事業補助金交付及び交付額決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった、京都市地域公共交通緊急対策事業補助金について、下記のとおり交付すること及び交付額を決定しましたので、京都市地域公共交通緊急対策事業補助金交付要綱第7条2項の規定に基づき通知します。

記

1 補助対象経費 金 円

2 補助金交付（予定）額 金 円

3 交付の条件

※ ただし、市長は、交付対象者が京都市地域公共交通緊急対策事業補助金交付要綱の規定に違反したと認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の返還を命じることができる。

第 号
年 月 日

様

京 都 市 長
門川 大作

京都市地域公共交通緊急対策事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった、京都市地域公共交通緊急対策事業補助金について、下記のとおり不交付とすることを決定しましたので、京都市地域公共交通緊急対策事業補助金交付要綱第7条2項の規定に基づき通知します。

記

不交付の理由

※ この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表するものは、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

年 月 日

（あて先）京都市長

所在地

申請者名

代表者名 （記名押印又は署名）

京都市地域公共交通緊急対策事業（衛生対策）補助金交付決定変更承認申請書

年 月 日付けで交付決定の通知があった，京都市地域公共交通緊急対策事業補助金について，下記のとおり計画を変更したいので，京都市地域公共交通緊急対策事業補助金交付要綱第9条1項の規定に基づき，申請します。

記

1 変更内容

2 変更理由

3 その他必要な書類

年 月 日

（あて先）京都市長

所在地

申請者名

代表者名（記名押印又は署名）

京都市地域公共交通緊急対策事業（衛生対策）中止（廃止）承認申請書

年 月 日付けで交付決定の通知があった，京都市地域公共交通緊急対策事業について，下記のとおり計画を中止（廃止）したいので，京都市地域公共交通緊急対策事業補助金交付要綱第9条1項の規定に基づき，申請します。

記

1 事業を中止（廃止）する理由

2 中止予定期間又は廃止予定年月日

（中止予定期間） 年 月 日から 年 月 日まで

（廃止予定日） 年 月 日

3 その他必要な書類

第 号
年 月 日

様

京 都 市 長

京都市地域公共交通緊急対策事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった，京都市地域公共交通緊急対策事業補助金に係る決定変更承認申請について，下記のとおり承認し，補助金の交付内容を変更することを決定したので，京都市地域公共交通緊急対策事業補助金交付要綱第9条（第24条，第32条）3項の規定に基づき通知します。

記

1 変更交付決定の内容

2 交付の条件

第 号
年 月 日

様

京 都 市 長

京都市地域公共交通緊急対策事業中止（廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった，京都市地域公共交通緊急対策事業補助金に係る中止（廃止）承認申請について，下記のとおり承認することを決定したので，京都市地域公共交通緊急対策事業補助金交付要綱第9条（第24条，第32条）3項の規定に基づき通知します。

記

1 中止（廃止）対象事業

年 月 日付け 第 号で交付決定した京都市地域公共交通緊急対策事業中止（廃止）承認申請書に記載の事業

2 中止（廃止）の期日（期間）

（あて先）京都市長

所在地

申請者名

代表者名 （記名押印又は署名）

京都市地域公共交通緊急対策事業（衛生対策）実績報告書

年 月 日付けで交付決定のあった、京都市地域公共交通緊急対策事業補助金に係る補助事業について、京都市地域公共交通緊急対策事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、関係書類を添えて実績を報告します。

《関係書類》

- 1 衛生対策事業実施報告書（第10号様式）
- 2 交付対象事業に係る支出明細書及び領収書の写し等
- 3 その他市長が必要と認める書類

衛生対策事業実施報告書【駅衛生対策】

1 対象駅

| | | |
|-----|----------|--------------------|
| No. | 対策を実施する駅 | 平成30年度の1日あたり平均利用者数 |
| | | 人 |

2 事業実績（事業を実施した駅が複数ある場合には、対象駅ごとに「2 事業実績」を作成すること）

対象駅： 駅

| 1) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通感染症拡大防止対策事業）に規定される駅衛生対策 | | | | | |
|---|------|-------|------|-------------|----|
| No. | 実施内容 | 実施時期 | 実施数量 | 実施経費 (円) | 備考 |
| | | 年 月 日 | | | |
| 実施経費計 | | | | | |

※ 実施計画書記載内容から変更・追加等があれば、必要に応じて内容が分かるものを別途添付すること。

| 2) 接客を担当する駅員が着用するマスク等の飛沫感染防止に係る物品購入経費 | | | | | |
|---------------------------------------|--------------|-----------------|------|-------------|----|
| No. | 物品内容 (効果) | 購入時期 | 購入個数 | 購入価格 (円) | 備考 |
| | | 年 月 日~ 年 月 日 | | | |
| 購入価格計 | | | | | |

※ 実施計画書記載内容から変更・追加等があれば、必要に応じて内容が分かるものを別途添付すること。

| 3) 駅の消毒に係る消毒液購入経費 | | | | | |
|-------------------|------|-----------------|------|-------------|----|
| No. | 物品内容 | 購入時期 | 購入個数 | 購入価格 (円) | 備考 |
| | | 年 月 日~ 年 月 日 | | | |
| 購入価格計 | | | | | |

※ 実施計画書記載内容から変更・追加等があれば、必要に応じて内容が分かるものを別途添付すること。

| | |
|--------|---------------|
| 4) その他 | |
| 実施時期 | 年 月 日 ~ 年 月 日 |
| 実施内容 | |
| 必要経費 | |

※ 実施計画書記載内容から変更・追加等があれば、必要に応じて内容が分かるものを別途添付すること。

○ 対象駅ごとの補助対象事業実施経費 計

| No. | 対象駅 | 補助対象事業実施経費 計(A) (円) |
|-----|-----|---------------------|
| | | |
| | | |
| 合計 | | |

※ 事業を実施した駅が複数ある場合には、行を追加して、実施した駅ごとの補助対象経費計を記載すること

3 国補助（地域公共交通感染症拡大防止対策事業）額及び同対策費として受けたその他の補助金額

| 1) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通感染症拡大防止対策事業）に規定される駅衛生対策 | | | |
|---|----------|----------------------------|-------------|
| 対象駅 | 国補助額 (円) | 同対策費として受けた その他の補助金額 (円) | その他の補助額 (円) |
| | | 補助金名 () | |

※ 国補助額は、対象駅にかかる当該対策相当額を記載すること

※ 事業を実施した駅が複数ある場合には、行を追加して、実施した駅ごとのその他の補助額を記載すること

| 2) 接客を担当する駅員が着用するマスク等の飛沫感染防止に係る物品購入経費 | | | |
|---------------------------------------|----------|----------------------------|-------------|
| 対象駅 | 国補助額 (円) | 同対策費として受けた その他の補助金額 (円) | その他の補助額 (円) |
| | | 補助金名 () | |

※ 国補助額は、対象駅にかかる当該対策相当額を記載すること

※ 事業を実施した駅が複数ある場合には、行を追加して、実施した駅ごとのその他の補助額を記載すること

| 3) 駅の消毒に係る消毒液購入経費 | | | |
|-------------------|-------------|----------------------------|-------------|
| 対象駅 | 国補助額 (円) | 同対策費として受けた その他の補助金額 (円) | その他の補助額 (円) |
| | | 補助金名 () | |

※ 国補助額は、対象駅にかかる当該対策相当額を記載すること

※ 事業を実施した駅が複数ある場合には、行を追加して、実施した駅ごとのその他の補助額を記載すること

| 4) その他 | | | |
|--------|-------------|----------------------------|-------------|
| 対象駅 | 国補助額 (円) | 同対策費として受けた その他の補助金額 (円) | その他の補助額 (円) |
| | | 補助金名 () | |

※ 国補助額は、対象駅にかかる当該対策相当額を記載すること

※ 事業を実施した駅が複数ある場合には、行を追加して、実施した駅ごとのその他の補助額を記載すること

○ 対象駅ごとのその他の補助額計

| No. | 対象駅 | その他の補助額 計(B) (円) |
|-----|-----|------------------|
| | | |
| | | |
| 合計 | | |

※ 事業を実施する駅が複数ある場合には、行を追加して、実施する駅ごとの補助対象経費計を記載すること

4 補助金決算額

| No. | 対象駅 | 補助対象事業 実績経費 (A) (円) | その他の 補助額計 (B) (円) | (C) (A)-(B) (円) | 補助上限額 (D) (円) | 補助金決算額 ((C)と(D)のい ずれか少ない額) (円) |
|-----|-----|---------------------------|-------------------------|--------------------|------------------|---|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 合計 | | | | | | |

※ 補助上限額は以下のとおり

平成 30 年度の 1 日あたり平均利用者数が 3 千人以上の駅：200 千円

平成 30 年度の 1 日あたり平均利用者数が 3 千人未満の駅：100 千円

補助金決算額 計 _____ 千円（千円未満切り捨て）

衛生対策事業実施報告書【車両衛生対策】

1 事業実績

| 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通感染症拡大防止対策事業）に規定される、車両の抗菌・抗ウイルス対策及び運転席仕切りカーテン隔壁設置 | |
|---|---------------|
| 抗菌・抗ウイルス対策 | |
| 実施時期 | 年 月 日 ～ 年 月 日 |
| 実施内容 | |

※ 実施計画書記載内容から変更・追加等があれば、必要に応じて内容が分かるものを別途添付すること

| 運転席仕切りカーテン隔壁設置 | |
|----------------|---------------|
| 実施時期 | 年 月 日 ～ 年 月 日 |
| 実施内容 | |

※ 実施計画書記載内容から変更・追加等があれば、必要に応じて内容が分かるものを別途添付すること

| 運転士が着用するマスク等の飛沫感染防止に係る物品購入経費 | |
|------------------------------|---------------|
| 購入時期 | 年 月 日 ～ 年 月 日 |
| 実施内容 | |

※ 実施計画書記載内容から変更・追加等があれば、必要に応じて内容が分かるものを別途添付すること

| 車両の消毒に係る消毒液購入経費 | |
|-----------------|---------------|
| 購入時期 | 年 月 日 ～ 年 月 日 |
| 実施内容 | |

※ 実施計画書記載内容から変更・追加等があれば、必要に応じて内容が分かるものを別途添付すること

| | |
|------|---------------|
| その他 | |
| 実施時期 | 年 月 日 ~ 年 月 日 |
| 実施内容 | |

※ 実施計画書記載内容から変更・追加等があれば、必要に応じて内容が分かるものを別途添付すること

2 補助対象事業実施経費

| 内訳 | 補助対象事業実績経費(A) (円) |
|------------------------------|----------------------|
| 抗菌・抗ウイルス対策 | |
| 運転席仕切りカーテン隔壁設置 | |
| 運転士が着用するマスク等の飛沫感染防止に係る物品購入経費 | |
| 車両の消毒に係る消毒液購入経費 | |
| その他 | |
| 合計 | |

3 補助上限額

| | |
|-----------------|------------------------------------|
| 衛生対策対象車両数計 (※1) | 衛生対策車両数計×110千円 (140千円) (B) (※2) |
| | |

※1 第13号様式により算定

※2 本要綱第15条1号及び2号に掲げる交付対象者：110千円（乗車定員10名以下の車両は20千円）

本要綱第15条3号に掲げる交付対象者：140千円

4 国補助（地域公共交通感染症拡大防止対策事業）額及び同対策費として受けたその他の補助金額

| 内訳 | 国補助額(C) (円) | 同対策費として受けたその他の補助金額(D) (円) | その他の補助額計(E) ((C)+(D)) (円) |
|---|----------------|---------------------------|---------------------------|
| 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通感染症拡大防止対策事業）に規定される車両衛生対策 | | 補助金名 () | |
| 運転士が着用するマスク等の飛沫感染防止に係る物品購入経費 | | 補助金名 () | |
| 車両の消毒に係る消毒液購入経費 | | 補助金名 () | |
| その他 | | 補助金名 () | |
| 合計 | | 補助金名 () | |

5 補助金決算額

| 内訳 | 補助対象事業実績経費(A) (円) | その他の補助額計(E) (円) | (F) ((A)-(E)) (円) |
|---|-------------------|-----------------|-------------------|
| 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通感染症拡大防止対策事業）に規定される車両衛生対策 | | | |
| 運転士が着用するマスク等の飛沫感染防止に係る物品購入経費 | | | |
| 車両の消毒に係る消毒液購入経費 | | | |
| その他 | | | |
| 合計 | | | |

(F) と (B) 合計のいずれか少ない額
 補助金決算額： _____ 千円（千円未満切り捨て）

第11号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

京 都 市 長

京都市地域公共交通緊急対策事業補助金額確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった、京都市地域公共交通緊急対策事業補助金に係る補助事業について、下記のとおり補助金の交付額を確定したので、京都市地域公共交通緊急対策事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき通知します。

記

補助金交付確定額
金

円

年 月 日

（あて先）京都市長

所在地

申請者名

代表者名 （記名押印又は署名）

京都市地域公共交通緊急対策事業取得財産等処分承認申請書

京都市地域公共交通緊急対策事業補助金の交付を受けた補助事業に係る取得財産等を処分したいので、京都市地域公共交通緊急対策事業補助金交付要綱第14条2項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 取得財産等の明細

2 処分の理由

3 その他必要な書類

衛生対策対象車両数報告書（バス事業者等用）

1 京都市内の営業所

（令和 年 月 日時点）

| | | | |
|----------------------|------------------|-----------------------|---|
| 営業所名 | | | |
| 対象車両数 | 営業用登録車両数 両（①） | | |
| | 対象外 車両の 内訳 | ①日常生活に使用されない路線の車両数 | 両 |
| | | ②貸切及び特定輸送の車両数 | 両 |
| | | ③市外にまたがる路線の衛生対策対象外車両数 | 両 |
| 衛生対策対象車両数 両（①－①－②－③） | | | |

<「市外にまたがる路線の衛生対策対象外車両数」の内訳>

| 系統 番号 | 起点 | 終点 | 全体の 路線距離 | 京都市内 停留所間の 路線距離 | 運用 車両数 C | 衛生対策 対象外 車両数 (A-B) / A × C |
|----------|----|----|-------------|-----------------------|----------------|-------------------------------------|
| | | | A | B | | |
| | | | km | km | 両 | 両 |
| | | | km | km | 両 | 両 |
| | | | km | km | 両 | 両 |

<「市外にまたがる路線のうち、市外路線距離が1.5km未満の系統を運行する車両数」の内訳>

| 系統 番号 | 起点 | 終点 | 全体の 路線距離 | 京都市内 停留所間の 路線距離 |
|----------|----|----|-------------|-----------------------|
| | | | A | B |
| | | | km | km |
| | | | km | km |
| | | | km | km |

※ B（京都市内停留所間の路線距離）が1.5km未満の場合は0kmとして扱う

2 京都市外の営業所

(令和 年 月 日時点)

| | | | |
|-------|-----------------|----------------------|---|
| 営業所名 | | | |
| 対象車両数 | 営業用登録車両数 両 (〇) | | |
| | 対象車両の内訳 | ①市外にまたがる路線の衛生対策対象車両数 | 両 |
| | 衛生対策対象車両数 両 (①) | | |

< 「市外にまたがる路線の衛生対策対象車両数」の内訳 >

| 系統番号 | 起点 | 終点 | 全体の路線距離 | 京都市内停留所間の路線距離 | 運用車両数 | 衛生対策対象車両数 |
|------|----|----|---------|---------------|-------|-----------|
| | | | A | B | | C |
| | | | km | km | 両 | 両 |
| | | | km | km | 両 | 両 |
| | | | km | km | 両 | 両 |

※ B (京都市内停留所間の路線距離) が 1.5 km 未満の場合は 0 km として扱う

衛生対策対象車両数報告書（鉄道事業者用）

（令和 年 月 日時点）

| | | | |
|-------|------------------|---------------|---|
| 対象車両数 | 営業用登録車両数 両（①） | | |
| | 対象外車両の内訳 | ①鋼索線および索道線の車両 | 両 |
| | 衛生対策対象車両数 両（①－①） | | |

年 月 日

（あて先）京都市長

所在地

申請者名

代表者名（記名押印又は署名）

京都市地域公共交通緊急対策事業（三密回避運行対策）補助金交付申請書

京都市地域公共交通緊急対策事業補助金交付要綱第23条の規定に基づき、下記のとおり、京都市地域公共交通緊急対策事業（三密回避運行対策）補助金の交付を申請します。

記

1 緊急対策事業（三密回避運行対策）補助金交付申請額 金 円

2 関係書類

京都市地域公共交通緊急対策事業補助金交付要綱第23条に規定する書類

三密回避運行対策事業実施計画書（バス事業者用）

1 事業内容

(1) 運行概要

| |
|--|
| |
|--|

(2) 運行計画

| 実施（予定）時期 | 年 月 日 ~ | 年 月 日 |
|------------------|---------|-------|
| 運行対策期間 | | 日間 |
| 運行対策回数見込（A） | | 回 |
| 輸送人員見込（B） | | 人 |
| 乗車密度見込（C）（B/A） | | 人 |
| 昨年度乗車密度（D） | | 人 |
| 対前年比（D/C） | | % |
| 人件費 | | 千円 |
| 車両原価償却費 | | 千円 |
| 運行を行う系統の実車走行キロ合計 | | Km |
| 運行対策における収支見込 | 収入見込 | 千円 |
| | 費用見込 | 千円 |

(3) 運行系統

| | |
|-----------|--|
| 系統名 | |
| 実走行キロ | Km |
| 起点，経由地，終点 | 起 点（ ） 経 由 地（ ） 終 点（ ） |
| 路線の運行距離 | 総運行距離（ km） 京都市内の停留所間距離合計（ km） |
| 費用，収入，収支率 | 費 用（ ）千円 収 入（ ）千円 収支率（ ）% |

2 補助交付申請額

| | | |
|---|-----------------------|----|
| 補助対象経費-① | | 千円 |
| 国補助（地域公共交通感染症拡大防止対策事業）額及び同対策費として受けたその他の補助金額-② | 国補助額 | 千円 |
| | その他の補助金 補助金名（ ） | 千円 |
| 補助金交付申請額（①-②） | | 千円 |

※ 1(2)(3)及び2の記載に当たっては、国補助（地域公共交通感染症拡大防止対策事業）の「令和2年度地域公共交通感染症拡大防止対策」補助事業要望調査票（乗合バス関係）の「③必要な感染症対策をおこなった上で、車内等の密度を上げないように配慮した実証運行に要する費用」及び「補助対象経費算出例」の考え方にならって算出し、記載してください。

運行対策を行う系統の行程が分かるもの（地図、路線図等）を添付してください。

国補助額は、当該路線相当額を記載してください。

三密回避運行対策事業実施計画書（鉄道事業者用）

1 事業内容

(1) 運行概要

| |
|--|
| |
|--|

(2) 運行計画

| 実施（予定）時期 | 年 月 日 ~ | 年 月 日 |
|--------------|---------|-------|
| 運行対策期間 | | 日間 |
| 路線名・区間 | | |
| 運行対策回数見込 | | 回 |
| 人件費 | | 千円 |
| その他経費（ ） | | 千円 |
| 運行対策における収支見込 | 収入見込 | 千円 |
| | 費用見込 | 千円 |

2 補助交付申請額

| | | |
|---|--------------------|----|
| 補助対象経費-① | | 千円 |
| 国補助（地域公共交通感染症拡大防止対策事業）額及び同対策費として受けたその他の補助金額-② | 国補助額 | 千円 |
| | その他の補助金 補助金名（ ） | 千円 |
| 補助金交付申請額（①-②） | | 千円 |

※ 国補助額は、当該路線相当額を記載してください。

三密回避運行対策事業実施報告書（バス事業者用）

1 実施結果

(1) 運行実績

| | |
|------------------|---------------|
| 実施時期 | 年 月 日 ~ 年 月 日 |
| 運行対策期間 | 日間 |
| 運行対策回数（A） | 回 |
| 輸送人員（B） | 人 |
| 乗車密度（C）（B/A） | 人 |
| 運行を行う系統の実車走行キロ合計 | Km |
| 運行対策における収支結果 | 収入 千円 |
| | 費用 千円 |

(2) 運行系統

| | |
|-----------|----------------------------------|
| 系統名 | |
| 実走行キロ | Km |
| 起点，経由地，終点 | 起 点（ ） 経 由 地（ ） 終 点（ ） |
| 路線の運行距離 | 総運行距離（ km） 京都市内の停留所間距離合計（ km） |
| 費用，収入，収支率 | 費 用（ ）千円 収 入（ ）千円 収支率（ ）% |

2 補助金決算額

| | |
|---|-----------------------|
| 補助対象経費-① | 千円 |
| 国補助（地域公共交通感染症拡大防止対策事業）額及び同対策費として受けたその他の補助金額-② | 国補助額 千円 |
| | その他の補助金 千円 補助金名（ ） |
| 補助金決算額（①-②） | 千円 |

※ 1(2)(3)及び2の記載に当たっては，国補助（地域公共交通感染症拡大防止対策事業）の「令和2年度地域公共交通感染症拡大防止対策」補助事業要望調査票（乗合バス関係）」

の「③必要な感染症対策をおこなった上で、車内等の密度を上げないように配慮した実証運行に要する費用」及び「補助対象経費算出例」の考え方になって算出し、記載してください。

運行対策を行う系統の行程が分かるもの（地図、路線図等）を添付してください。（すでに提出している場合は不要）

国補助額は、当該路線相当額を記載してください。

三密回避運行対策事業実施報告書（鉄道事業者用）

1 実施結果

| | | |
|------------|---------|-------|
| 実施時期 | 年 月 日 ~ | 年 月 日 |
| 運行対策期間 | | 日間 |
| 路線名・区間 | | |
| 運行対策回数 | | 回 |
| 人件費 | | 千円 |
| その他経費（ ） | | 千円 |
| 運行対策における収支 | 収入 | 千円 |
| | 費用 | 千円 |

2 補助金決算額

| | | |
|---|--------------------|----|
| 補助対象経費-① | | 千円 |
| 国補助（地域公共交通感染症 拡大防止対策事業）額及び同 対策費として受けたその他の 補助金額-② | 国補助額 | 千円 |
| | その他の補助金 補助金名（ ） | 千円 |
| 補助金決算額（①-②） | | 千円 |

※ 国補助額は、当該路線相当額を記載してください。

年 月 日

（あて先）京都市長

所在地

申請者名

代表者名 （記名押印又は署名）

京都市地域公共交通緊急対策事業（三密回避運行対策）補助金交付決定変更承認申請書

年 月 日付で交付決定の通知があった，京都市地域公共交通緊急対策事業補助金について，下記のとおり計画を変更したいので，京都市地域公共交通緊急対策事業補助金交付要綱第24条1項の規定に基づき，申請します。

記

1 変更内容

2 変更理由

3 その他必要な書類

年 月 日

（あて先）京都市長

所在地

申請者名

代表者名（記名押印又は署名）

京都市地域公共交通緊急対策事業（三密回避運行対策）中止（廃止）承認申請書

年 月 日付けで交付決定の通知があった，京都市地域公共交通緊急対策事業について，下記のとおり計画を中止（廃止）したいので，京都市地域公共交通緊急対策事業補助金交付要綱第24条1項の規定に基づき，申請します。

記

1 事業を中止（廃止）する理由

2 中止予定期間又は廃止予定年月日

（中止予定期間） 年 月 日から 年 月 日まで

（廃止予定日） 年 月 日

3 その他必要な書類

年 月 日

（あて先）京都市長

所在地

申請者名

代表者名（記名押印又は署名）

京都市地域公共交通緊急対策事業（三密回避運行対策）実績報告書

年 月 日付けで交付決定のあった、京都市地域公共交通緊急対策事業補助金に係る補助事業について、京都市地域公共交通緊急対策事業補助金交付要綱第25条の規定に基づき、関係書類を添えて実績を報告します。

《関係書類》

- 1 三密回避運行対策事業実施報告書（第16号様式）
- 2 補助対象事業に係る支出明細書及び領収書の写し等
- 3 その他市長が必要と認める書類

年 月 日

（あて先）京都市長

所在地

申請者名

代表者名（記名押印又は署名）

京都市地域公共交通緊急対策事業（利用回復取組）補助金交付申請書

京都市地域公共交通緊急対策事業補助金交付要綱第31条の規定に基づき、下記のとおり、京都市地域公共交通緊急対策事業（利用回復取組）補助金の交付を申請します。

記

1 緊急対策事業（利用回復取組）補助金交付申請額 金 円

2 関係書類

- (1) 利用回復取組事業実施計画書（第21号様式）
- (2) その他市長が必要と認める書類

利用回復取組事業実施計画書

| | |
|--------|--|
| 交通事業者 | |
| 取組名称 | |
| 実施期間 | |
| 取組概要 | |
| 目標利用者数 | |
| 補助申請経費 | |

※取組対象の前年度利用実績が分かる資料を添付すること。

第 号
年 月 日

様

京 都 市 長
門川 大作

京都市地域公共交通緊急対策事業補助金交付及び交付額決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった、京都市地域公共交通緊急対策事業補助金について、下記のとおり交付すること及び交付額を決定しましたので、京都市地域公共交通緊急対策事業補助金交付要綱第32条2項の規定に基づき通知します。

記

1 補助対象経費 金 円

2 補助金交付予定額 金 円

3 交付の条件

※ ただし、市長は、交付対象者が京都市地域公共交通緊急対策事業補助金交付要綱の規定に違反したと認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の返還を命じることができる。

第 号
年 月 日

様

京 都 市 長
門川 大作

京都市地域公共交通緊急対策事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった、京都市地域公共交通緊急対策事業補助金について、下記のとおり不交付とすることを決定しましたので、京都市地域公共交通緊急対策事業補助金交付要綱第32条2項の規定に基づき通知します。

記

不交付の理由

※ この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表するものは、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

年 月 日

（あて先）京都市長

所在地

申請者名

代表者名（記名押印又は署名）

京都市地域公共交通緊急対策事業（利用回復取組）補助金交付決定変更承認申請書

年 月 日付けで交付決定の通知があった，京都市地域公共交通緊急対策事業（利用回復取組）補助金について，下記のとおり計画を変更したいので，京都市地域公共交通緊急対策事業（利用回復取組）補助金交付要綱第33条1項の規定に基づき，申請します。

記

1 変更内容

2 変更理由

3 その他必要な書類

年 月 日

（あて先）京都市長

所在地

申請者名

代表者名（記名押印又は署名）

京都市地域公共交通緊急対策事業（利用回復取組）中止（廃止）承認申請書

年 月 日付で交付決定の通知があった、京都市地域公共交通緊急対策事業補助金について、下記のとおり計画を中止（廃止）したいので、京都市地域公共交通緊急対策事業補助金交付要綱第33条1項の規定に基づき、申請します。

記

1 事業を中止（廃止）する理由

2 中止予定期間又は廃止予定年月日

（中止予定期間） 年 月 日から 年 月 日まで

（廃止予定日） 年 月 日

3 その他必要な書類

年 月 日

（あて先）京都市長

所在地

申請者名

代表者名 （記名押印又は署名）

京都市地域公共交通緊急対策事業（利用回復取組）実績報告書

年 月 日付けで交付決定のあった、京都市地域公共交通緊急対策事業補助金に係る補助事業について、京都市地域公共交通緊急対策事業補助金交付要綱第34条の規定に基づき、関係書類を添えて実績を報告します。

《関係書類》

- 1 利用回復取組事業実施報告書（第27号様式）
- 2 補助対象事業に係る支出明細書及び領収書の写し等
- 3 その他市長が認める書類

利用回復取組事業実績報告書

| | |
|--------|--|
| 交通事業者 | |
| 取組名称 | |
| 実施期間 | |
| 取組結果 | |
| 補助金精算額 | |